



り受けるものとし、自己負担額を減免し又は超過して費用を徴収しないこと。ただし、介護保険住宅改修費利用負担限度額を超えて住宅改修に要した費用及び保険給付の対象とならない費用については、甲が全額自己負担するものとする。また、工事完了及び自己負担額の受領後、甲へ領収書及び工事費内訳書等を発行すること。

(記録の整備)

10 富士河口湖町介護保険住宅改修費受領委任払制度による住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完了の日から2年間保存すること。

(通知)

11 甲が、詐欺その他不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なくその旨を町長に通知すること。

(指導・調査等)

12 町長が必要であると認めた住宅改修の支給に関しては、指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

13 関係法令、通達、富士河口湖町町の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(届出の取消等)

14 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により代理受領に係る届出を行った場合、町長が直ちに当該届出を取り消すことについて、異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

15 甲から住宅改修の施工に関し、苦情又は相談があった場合、甲の状況を詳細に把握する必要があるときは、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、甲の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を甲の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

16 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、甲の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、甲に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

17 事業所の職員は、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。

(その他)

18 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を町長に届け出ること。